

はままつ

生活・就労 支援ガイド

令和5年度版

仕事を探して
いる方へ

生活に
お困りの方へ

中小企業の
事業主の方へ

目次

仕事を探している方へ

P.1 インターネットの求人情報

P.1 就労相談の窓口

職業の紹介や就職活動のサポートなどを行っている相談窓口をご案内します。

- ハローワーク浜松
 - ハローワーク細江・ハローワーク浜北
 - ハローワークインターネットサービス
- しずおかジョブステーション西部
- 浜松わかものハローワーク
- 浜松新卒応援ハローワーク
- 地域若者サポートステーションはままつ
- ミドルチャレンジコーナー(ハローワーク浜松)
- シニア専用デスク(浜松市ジョブサポートセンター)
- 浜松市シルバー人材センター
- 生涯現役支援窓口(ハローワーク浜松)
- 浜松市福祉人材バンク
- マザーズハローワーク浜松
- ひとり親サポートセンター(西部支所)
- 浜松市障害者就労支援センター ふらっと
- 障害者就業・生活支援センター だんだん
- 浜松市ジョブサポートセンター
- 浜松市巡回相談
- 浜松市生活自立相談支援センター つながり・つながり浜北
- 浜松市多文化共生センター
- 浜松市外国人雇用サポートデスク
- ハローワーク浜松外国人コーナー

P.6 労働相談の窓口

労働条件や解雇、賃金未払いなど雇用に関する問題を相談できる窓口をご案内します。

- 浜松総合労働相談コーナー(浜松労働基準監督署)
- 西部県民生活センター労働相談
- 社会保険労務士による無料労働相談
- ライフサポートセンター西部事務所
- 浜松労政会館無料労働相談

P.7 その他の相談窓口

P.7 内職相談の窓口

内職に関する相談窓口をご案内します。

P.8 公共職業訓練機関

就職に必要な技能、技術、専門知識を学ぶことができる公共職業訓練機関をご案内します。

- 浜松職業能力開発短期大専校(ポリテクカレッジ浜松)
- 静岡県立浜松技術専門学校(浜松テクノカレッジ)

生活にお困りの方へ

P.9

生活支援制度

失業などにより生活にお困りの方のための生活費の給付や貸付などの支援制度をご案内します。

- 雇用保険
- 職業訓練受講給付金(求職者支援制度)
- 総合支援資金貸付制度
- 臨時特例つなぎ資金貸付制度
- くらしの資金貸付制度
- 住居確保給付金制度
- 生活保護
- 浜松市勤労者生活資金貸付制度

中小企業の事業主の方へ

P.14

勤労者の福利厚生

中小企業の従業員と事業主の福利厚生についてご案内します。

- 働く方の福利厚生(わーくん浜松)

P.14

金融・経営相談の窓口

中小企業向けの融資相談や経営のアドバイスをしている窓口をご案内します。

- 金融相談窓口(浜松市)
- 浜松市の融資制度のご案内
- マル経融資償還利子助成のご案内
- 経営・技術・知財コーディネーターによる各種相談((公財)浜松地域イノベーション推進機構)
- 創業支援のワンストップ窓口(はままつ起業家カフェ)
- 浜松商工会議所中小企業相談所

P.16

雇用に関するハローワークの助成制度

従業員の新たな雇い入れやキャリアアップを図るための支援制度をご案内します。

- 特定求職者雇用開発助成金
- 人材開発支援助成金
- 雇用調整助成金
- トライアル雇用助成金
- キャリアアップ助成金
- 労働移動支援助成金

MAP

P.18

相談窓口などの所在地をご案内します

※新型コロナウイルスの影響により、窓口や制度の内容について変更が生じる可能性があります。

仕事を探している方へ

インターネットの求人情報

しずおか就職net

<https://www.koyou.pref.shizuoka.jp/>

内容 県内事業所の概要や採用計画の閲覧、求人検索



ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp>

内容 全国のハローワークで受理した求人情報の提供、ハローワークへの求職申し込みや雇用保険手続き等の各種手続きのご案内



就労相談の窓口

仕事の紹介・あっせんをはじめ、就労に関する様々な相談、応募書類や面接など就職活動に関するアドバイスなどを行っている窓口をご案内します。



職業を紹介している施設



ハローワーク求人情報端末設置施設

総合窓口

●ハローワーク浜松



職業相談や職業紹介のほか、職業訓練の案内・相談、就職活動の実践的ノウハウを学ぶ就職支援セミナーなども実施する就労に関する総合相談窓口です。また、ハローワークインターネットサービスにより、全国の求人情報を検索することができます。

浜松市中区浅田町50-2 職業紹介第一部門 [地図A](#)

Tel:053-457-5156、平日8:30~17:15、火・木曜日(オンライン相談)17:15~19:00

土曜日(第1・第3土曜日のみオンライン相談)10:00~17:00、休業【日・祝・年末年始】

※オンライン相談は、就職相談と職業紹介のみ

●ハローワーク細江

浜松市北区細江町広岡312-3 [地図K](#)

Tel:053-522-0165、8:30~17:15、休業【土・日・祝・年末年始】

●ハローワーク浜北

浜松市浜北区沼269-1 [地図L](#)

Tel:053-584-2233、8:30~17:15、休業【土・日・祝・年末年始】

●しずおかジョブステーション西部



就職を目指すあらゆる年代の方を対象に、キャリアカウンセリングや就職セミナーなどの支援を行っています。(受付は1階です。事前に電話でご予約ください。Tel:053-454-2523)

また、1階のハローワークコーナーでは求人情報端末を設置しており、職業相談や職業紹介を受けることができます。(Tel:053-451-4510)

外国人の就職相談も行っています。ポルトガル語通訳直通(Tel:053-454-2100)

浜松市中区中央一丁目12-1 県浜松総合庁舎1・3階 西部県民生活センター内 [地図A](#)
Tel:053-454-2523、9:00～17:00、休業【土・日・祝・年末年始】

若者・就職氷河期世代の窓口

●浜松わかものハローワーク



概ね35歳未満の若者を対象に、きめ細かな職業相談・職業紹介を行うとともに、面接対策、セミナーなどの各種支援を行っています。

浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー7階 [地図A](#)
Tel:053-540-2064、9:30～18:00、休業【土・日・祝・年末年始】

●浜松新卒応援ハローワーク



大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・高校・中学校等の学生・生徒及び学校を卒業後3年以内の既卒者を対象に、職業相談や職業紹介、就職関連情報の提供などの支援を行っています。

浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー7階 [地図A](#)
Tel:053-540-0008、9:30～18:00、休業【土・日・祝・年末年始】

●地域若者サポートステーションはままつ

働くことに不安や悩みを持つ15歳から就職氷河期世代(概ね52歳以下)までの無職の方に対し、働くための一歩が踏み出せるよう、個別相談のほか、コミュニケーションの練習、職場見学、職場体験などを行っています。

浜松市中区中央一丁目13-3 ウィステリアE-one3階 浜松市若者コミュニティプラザ内 [地図A](#)
Tel:053-453-8743、月曜～金曜、土曜(月2回※)9:00～18:00、休業【土(※)・日・祝・年末年始】

●ミドルチャレンジコーナー(ハローワーク浜松)



概ね35歳以上55歳以下の就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかった方に対し、きめ細やかな職業相談・職業紹介を行うとともに、面接対策、セミナーなどの各種支援を行っています。

浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー7階 [地図A](#)
Tel:053-540-1859、9:30～18:00、休業【土・日・祝・年末年始】

高齢者の窓口

●シニア専用デスク(浜松市ジョブサポートセンター)



高齢者(概ね55歳以上の方)の就労を専門的に支援する窓口「シニア専用デスク」を市役所2階の浜松市ジョブサポートセンターに開設しています。連絡先は4ページをご覧ください。

●浜松市シルバー人材センター



高齢者の豊かな経験や知識・能力を活かし、生きがいづくりや社会参加を目的として、臨時的かつ短期的又は軽易な就業の機会を提供しています。(会員登録が必要です。年会費2,000円)


●浜松事務所(中・東・南・西区在住の方)

浜松市中区鵜江三丁目1-10 
Tel:053-454-2377


●天竜事務所(天竜区在住の方)

浜松市天竜区山東2290番地の1 
Tel:053-925-1882


●浜北事務所(浜北区在住の方)

浜松市浜北区貴布祢351-5 
Tel:053-586-6332


●佐久間連絡所(天竜区佐久間町・水窪町在住の方)

浜松市天竜区佐久間町佐久間429-1 
Tel:053-965-0868

●北区支所(北区在住の方)

浜松市北区引佐町井伊谷616-5 
Tel:053-528-2255

●本部

浜松市中区鵜江三丁目1-10 
Tel:053-454-2031

8:30～17:15、休業【土・日・祝・年末年始】

●生涯現役支援窓口(ハローワーク浜松)



連絡先は1ページをご覧ください。

●しずおかジョブステーション西部




連絡先は2ページをご覧ください。

福祉関係の仕事の窓口

●浜松市福祉人材バンク



福祉や保育の仕事に関心のある方や、就職を希望する方を対象に、就職あっせんや就職相談のほか、福祉職場の仕事内容などを求人事業所と直接相談することのできる福祉職場説明会の開催や、福祉サービスに関する広報・啓発を目的とした事業を行っています。


浜松市中区成子町140-8 浜松市福祉交流センター内 
Tel:053-458-9205、8:30～17:15(相談は17時まで)、休業【土・日・祝・年末年始】

子育て中の方の窓口

●マザーズハローワーク浜松



子育てをしながら就職を希望している方を対象に、職業相談や職業紹介を行うほか、保育施設などの情報も提供しています。授乳室も設置されています。

浜松市中区中央一丁目12-1 県浜松総合庁舎1階 
Tel:053-454-1910、9:00～17:00、休業【土・日・祝・年末年始】



●ひとり親サポートセンター(西部支所)

母子家庭などのひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を図るため、就業に関する相談をはじめ、職業紹介や資格取得のための講習会、養育費・面会交流などの相談や法律相談を行っています。

浜松市中区中央一丁目12-1 県浜松総合庁舎1階 静岡県西部県民生活センター内 [地図A](#)
Tel:053-452-7107、9:00～17:00、休業【土・日・祝・年末年始】

障がい者の窓口

●浜松市障害者就労支援センター ふらっと

障がいのある方が、それぞれの能力や希望に応じて就業できるよう、本人や家族、事業主からの相談をはじめ、就業後のフォローまで総合的な支援を行っています。

浜松市東区中郡町474 [地図N](#)
Tel:053-589-3028、9:00～17:00、休業【土・日・祝・年末年始】

●障害者就業・生活支援センター だんだん

障がいのある方などを対象に、働きたいのにどうしたらよいかわからない、職場に悩みを相談できる人がいないなど、就職や職場のことで悩んでいる方の相談支援をしています。また、事業所からの障害者就労に関する相談支援、在職者の就労支援、生活支援も受け付けています。

浜松市浜北区中条1844 [地図N](#)
Tel:053-545-3150、9:00～17:00、休業【土・日・祝・年末年始】

個別的・継続的な生活・就労支援の窓口

●浜松市ジョブサポートセンター



市が実施する生活支援と、ハローワークが実施する職業相談・職業紹介等を一体的に実施し、高齢者や障がいのある方、生活保護を受けられている方等を対象に、相談から就職まで一貫したサービスを提供することで、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行っています。

浜松市中区元城町103-2 浜松市役所本館2階 [地図A](#) [令和6年1月から浜松市役所本館1階へ移転予定](#)
Tel:053-457-2104、8:30～17:15(相談時間9:00～12:00、13:00～17:00)
休業【土・日・祝・年末年始】 ※事前に相談予約が必要です。(シニア専用デスクは予約の方優先)

●浜松市巡回相談

生活保護を受けられている方及び生活保護の相談・申請段階にある方に対し、ハローワークが浜松市各区役所社会福祉課(中区役所は除く)に定期的に出張して巡回相談を行い、職業相談及び職業紹介を実施しています。

※詳細は13ページ記載の浜松市各区役所社会福祉課(中区役所は除く)までお問合せください。

● 浜松市生活自立相談支援センター

さまざまな要因で生活にお困りの方を対象に、生活や経済的な課題などに関する総合的な相談を受け付け、その課題解決に向けた寄り添い型支援を行っています。

● つながり

浜松市中区元城町218-26 聖隷ビル1階 [地図A](#)
Tel:053-488-9000、9:00～17:30、休業【土・日・祝・年末年始】



紹介



求人端末

● つながり浜北

浜松市浜北区小林1272-1 浜松市ふれあい交流センター浜北内 [地図L](#)
Tel:053-587-5005、9:00～17:00、休業【土・日・祝・年末年始】

外国人のための窓口

● 浜松市多文化共生センター

多言語による生活相談やメンタルヘルス相談など、外国人市民に関わる各種相談を、関係機関との連携により、幅広く行っています。

浜松市中区早馬町2-1 クリエート浜松4階 [地図A](#)
Tel:053-458-2170、9:00～17:30、休業【年末年始】

※相談内容により、曜日・時間・対応言語が異なりますので、あらかじめ電話でご確認ください。

● 浜松市外国人雇用サポートデスク

外国人材の受け入れを希望する浜松市内企業と、浜松市内での就職を希望する外国人市民を対象とした相談を行っています。

浜松市中区早馬町2-1 クリエート浜松4階(浜松市多文化共生センター内) [地図A](#)
Tel:053-458-2170、9:00～17:00、休業【土・日・祝・年末年始】

※まずはお電話でご連絡ください。

● ハローワーク浜松 外国人コーナー

外国人求職者に対して、職業相談や職業紹介、就職支援を行っています。

浜松市中区浅田町50-2 ハローワーク浜松2階 [地図A](#)
Tel:053-457-5158、8:30～17:15、休業【土・日・祝・年末年始】

労働相談の窓口

解雇、賃金不払い、労働時間、労働契約など様々な労働条件に関する問題や働く上での疑問や問題点について相談できる窓口をご案内します。

● 浜松総合労働相談コーナー（浜松労働基準監督署）

労働者、事業主の方に対して、解雇、賃金引下げなどの労働条件や、いじめ、嫌がらせなど、労働問題に関する様々な分野について、専門の相談員が相談に応じています。

浜松市中区中央一丁目12-4 浜松合同庁舎8階 浜松労働基準監督署内 [地図A](#)
Tel:053-541-7488、9:30～12:00、13:00～17:00、休業【土・日・祝・年末年始】

● 西部県民生活センター労働相談

労働条件や労働者の福祉に関することなど、労使双方からの幅広い相談に応じています。

浜松市中区中央一丁目12-1 県浜松総合庁舎3階 西部県民生活センター内 [地図A](#)
フリーダイヤル:0120-9-39610、Tel:053-452-0144
9:00～12:00、13:00～16:00、休業【土・日・祝・年末年始】

● 社会保険労務士による無料労働相談

労働条件、労働時間、休日、賃金など、雇用と労働に関することについて、電話にて社会保険労務士が相談に応じています。

フリーコール:0800-2003-363(通話料無料) 12:00～17:00、日曜日のみ実施【年末年始を除く】

● ライフサポートセンター西部事務所

労働に関することをはじめ、日常生活でのトラブルや悩みごと、どこに相談すればよいかわからないことなど、様々な相談に応じています。

Tel:053-461-3715、相談時間(9:00～17:00)、休業【土・日・祝・年末年始】

● 浜松労政会館無料労働相談

労働条件、いじめ・嫌がらせ、募集・採用など、労働問題に関するあらゆる分野についてのご相談を専門の相談員が面談で応じています。 **※事前に予約が必要です。**

浜松市中区東伊場2-7-1(浜松商工会議所会館7階) [地図B](#)
Tel:053-454-5491、相談時間(18:10～19:00、19:10～20:00、20:10～21:00)
毎月第3木曜日のみ実施

その他の相談窓口

●浜松市くらしのセンター

内容 弁護士による無料法律相談(予約制)

浜松市中区海老塚町51-1 海老塚事務所 [地図A](#)
Tel:053-457-2025

●法テラス浜松

内容 法的なトラブルの解決に必要な情報やサービス(無料法律相談など)の提供

浜松市中区中央一丁目2-1 イーステージ浜松オフィス4階 [地図A](#)
Tel:050-3383-5410

※相談の詳しい内容や相談時間については、直接お問合せください。

内職相談の窓口

●浜松家内労働福祉センター

内職に関する相談、内職のあっ旋を行います。

浜松市中区曳馬六丁目4-10 [地図O](#)
Tel:053-472-7888、8:30~17:00(相談は9:00~16:00)
休業【土・日・祝・8月13日~8月15日・12月29日~1月5日】

●内職相談

内職に関する相談、内職のあっ旋を行います。

●浜北区

浜松市浜北区貴布祢3000 浜北区役所(なゆた・浜北) 1階相談室 [地図L](#)
Tel:053-585-2104、9:00~12:00、13:00~16:00、
毎月第1・第3木曜日のみ実施(祝・年末年始を除く)

●天竜区

浜松市天竜区二俣町二俣481 天竜区役所1階相談室 [地図M](#)
Tel:053-925-2337、10:00~12:00、13:00~15:00、
毎月第2・第4火曜日のみ実施(祝・年末年始を除く)

公共職業訓練機関

公共職業訓練機関では、再就職を目指す際に必要な知識、技能・技術の習得を目的とした訓練が受けられます。受講については、ハローワークで就職相談を受けた上で申し込みをしてください。

※ハローワークについての情報は1ページをご覧ください。

● 浜松職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ浜松)

機械、電気、電子情報についての基礎知識と理解力を身につけ、技術・技能を支える「ものづくり」に貢献できるエンジニアを育成しています。また、在職者の職業能力開発を支援する職業訓練など、地域産業に貢献できる人材の育成を目指し、職業能力開発に関するさまざまな事業を行っています。

浜松市南区法枝町693 [地図](#)
Tel:053-441-4428(学務援助課)

● 静岡県立浜松技術専門学校(浜松テクノカレッジ)

幅広い実践的な実習により、機械加工、建築大工、設備配管・空調分野において優れた技能を発揮できる若手技術者を育成しています。

また、離転職者の方に再就職の機会を提供するため、機械加工、溶接、造園、電気工事といったさまざまな分野の訓練を行っています。

在職者の方でスキルアップを目指す方にも広く講座を提供しています。

浜松市東区小池町2444-1 [地図E](#)
Tel:053-462-5602(訓練課)

「ジョブ・カード」を活用しよう!



■ ジョブ・カードとは?

ジョブ・カードは、これを作成する過程で自分の能力や職業意識を整理できるキャリア形成支援ツールで、幅広い就職活動などに活用できます。

■ ジョブ・カードでできること

- 自分の適性や能力に関する強みやPRポイントが明確になります。
- ジョブ・カードをもとにハローワーク等においてキャリア・コンサルティングを受けることにより、自分では気づきにくいアピールポイントがはっきりします。
- 履歴書や職務経歴書を書くデータベースとなり、就職活動に活用できます。

■ ジョブ・カードの取得方法

最寄りのハローワーク、または厚生労働省のホームページからジョブ・カードの様式をダウンロードすることができます。

※ハローワークについての情報は1ページをご覧ください。

生活にお困りの方へ

生活支援制度

失業などにより生活にお困りの方に対する生活費の給付や貸付などの支援制度をご案内します。



生活費の支援



住宅入居の支援



家賃の支援



就職の支援

雇用保険 (問合せ先:ハローワーク)



雇用保険に加入している労働者の方(被保険者)が離職した場合に、失業中の生活を心配しないで求職活動ができるよう、手当が支給される制度です。

対象:次の要件の全てに該当する方

- ①ハローワークで求職の申し込みをし、就職しようとする積極的な意思や能力があるにもかかわらず職業に就くことができない方
- ②離職前2年間に、賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある「被保険者期間」が通算12カ月以上の方
※倒産、解雇などにより離職した場合は、離職前1年間に被保険者期間が6カ月以上ある場合でも可

職業訓練受講給付金(求職者支援制度) (問合せ先:ハローワーク)



雇用保険を受給できない方が、ハローワークの支援指示により職業訓練を受講する場合、職業訓練を受けやすくするための給付制度です。

支給期間

職業訓練を受講している間

支給額

職業訓練受講手当……月額10万円
通所手当……職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額(上限あり)
※上記の支給額に加えて、希望する方は労働金庫より貸付を受けることもできます。
(教育訓練受講者支援資金融資制度)

対象:次の要件の全てに該当する方

- ①本人収入が月8万円以下※
 - ②世帯全体の収入が月30万円以下※
 - ③世帯全体の金融資産が300万円以下
 - ④現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
 - ⑤訓練実施日すべてに出席する(やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合(育児・介護を行う者や求職者支援訓練の基礎コースを受講する者については証明ができない場合を含める)であっても、支給単位期間ごとに8割以上出席する。)
 - ⑥世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
 - ⑦過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない
 - ⑧過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない
- ※収入要件を満たさない場合であっても、本人収入が月12万円以下かつ世帯収入が月34万円以下で他の要件を満たす場合は、通所手当のみ支給を受けることができます。
- 「求職者支援制度」は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席(遅刻・欠課・早退を含む)したり(定められたやむを得ない理由を除く)、ハローワークの就職支援(訓練修了後の就職支援を含む)を拒否すると、「職業訓練受講給付金」は支給されません。また、これを繰り返すと、ハローワークから支援指示が取り消され訓練受講の継続ができなくなるほか、訓練期間の初日にさかのぼって給付金の返還命令等が行われることがあります。

総合支援資金貸付制度 (問合せ先:浜松市社会福祉協議会)



生活費貸付



入居貸付



就職

失業により、日常生活全般に困難を抱える方に対し、生活の立て直しや経済的自立のため、生活費や住宅入居費などを貸付する制度です。

貸付額

- ①生活支援費(原則3カ月以内)
 - ※一定の条件を満たす場合は延長可能(最大12カ月以内)
 - ※生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けること
 - 2人以上の世帯……………上限月額20万円
 - 単身世帯……………上限月額15万円
- ②住宅入居費(敷金・礼金など)……………上限40万円
 - ※生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けること
- ③一時生活再建費……………上限60万円
 - ※生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けること

連帯保証人

- 原則必要
※連帯保証人を立てられない方も貸付を受けることができます。

利子

- 無利子
※連帯保証人を立てられない場合は年利1.5%

対象:次の要件の全てに該当する方

- ①低所得者世帯(市民税非課税程度)であり、収入の減少や失業により、生活に困窮していること
 - ②公的な書類などで本人確認が可能であること
 - ③現に住居を有していること、または住居確保給付金の申請を行い、住居が確実に見込まれること
 - ④生活保護や年金などを含め、他の公的な給付・貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと
 - ⑤社会福祉協議会などから貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
 - ⑥貸付や相談支援によって自立した生活と返済が見込めること
 - ⑦申請者および申請者と生計を一同とする同居の親族のいずれもが暴力団員でないこと
- ※ハローワークへの求職申込と職業相談、浜松市生活自立相談支援センターつながりによる就労支援が必要です。
※貸付にあたっては静岡県社会福祉協議会での審査があります。

離職に伴って住居を失い、公的な給付・貸付を申請した方に対して、資金の交付を受けるまでの間の生活費に困窮している場合に当座の生活費を貸し付ける制度です。

貸付額

上限10万円

連帯保証人

不要

利子

無利子



対象:次の要件の全てに該当する方

- ①住居のない離職者であること
 - ②離職者支援のための公的給付制度または公的貸付制度の申請が受理されている方で、本貸付や相談支援によって自立した生活と返済が見込めること
 - ③②の給付・貸付の開始までの生活に困窮している方
 - ④借入申込者本人名義の金融機関の口座を有している方
- ※貸付にあたっては静岡県社会福祉協議会での審査があります。

病気などのため、生活費や医療費などが一時的に必要な場合の貸付制度です。

貸付額

一世帯5万円以内

連帯保証人

必要

※浜松市内に居住し、独立して生計を営む方

利子

無利子

対象:次の要件の全てに該当する方

- ①浜松市内に居住し、浜松市の住民基本台帳に登録されている低所得世帯
- ②くらしの資金の貸付け並びに必要な援助及び指導を行うことによって、自立更生及び福祉の推進を図ることができると思われる方
- ③くらしの資金の貸付金の返済能力がある方
- ④くらしの資金の貸付け申請をする際、現に当該資金の貸付けを受けていない方
- ⑤くらしの資金の連帯保証人になっていない方
- ⑥生活保護世帯でない方(ただし、生活保護世帯であっても、貸付金借入時及び返済時において、当該月の最低生活基準額が確保される世帯は、貸付対象)

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、離職等により住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として賃貸住宅の家賃を支給するとともに、就労支援等を実施することにより、就労機会の確保を目的とした制度です。

支給期間

原則3カ月支給します。

※一定の条件により最長9カ月の支給が可能です。

支給額

賃貸住宅の家賃額

- 単身世帯……………上限月額37,700円
- 2人世帯……………上限月額45,000円
- 3～5人世帯……………上限月額49,000円

※収入がある方は、収入に応じた調整があります。

対象:次の要件の全てに該当する方

離職等の日から2年以内もしくは収入を得る機会が自身の都合によらないで減少し、離職等の場合と同程度の状況にある方(その他要件あり)

※支給期間中、可能な方については、常用就職に向けた就職活動等を行っていただきます。

※自立相談支援機関から、書面等により、定期的に活動状況の確認をさせていただきます。

※対象及び要件は状況により変更される場合があります。

資産や能力など、あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立に向けた援助を行う制度です。

対象

資産、能力などあらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方

※区役所社会福祉課、中区役所生活福祉課での相談・申請の後、実態を調査し、生活困窮の程度に応じて生活費・住宅費・医療費など生活を営む上で必要な各種費用を支給します。

浜松市勤労者生活資金貸付制度 [問合せ先:ろうきん浜松中央ローンセンター]



教育費、自動車購入費、医療費、冠婚葬祭費など生活に必要な資金を貸し付ける制度です。

浜松市中区中央三丁目15-37(ろうきん浜松中央支店内) [地図A](#)

Tel:053-456-9331、平日 9:00～17:00、水曜 9:00～19:00、土・日曜 9:00～12:00 13:00～17:00

貸付額

上限150万円

※受付枠が満了になり次第終了させていただきます。

連帯保証人

原則不要

※保証機関の保証をご利用いただけます。(別途年1.0%又は年1.9%の保証料が必要となる場合があります。)

利子

年1.6%(固定金利)

融資期間

5年以内

対象:次の要件の全てに該当する方

- ①浜松市内に居住し、事業主と雇用関係にある勤労者
勤務先は正従業員数1000人以下の企業に限る
- ②勤務先および所属労働組合に生活資金の融資制度のない方
- ③納期の到来した税金を完納している方
※その他要件があります。詳細は(ろうきん)へお問合せください。

令和5年4月1日現在

各制度の問合せ先

[ハローワーク](#) [1ページをご覧ください。](#)

浜松市社会福祉協議会

- **中・南区** **浜松地区センター** [地図A](#)
浜松市中区成子町140-8 浜松市福祉交流センター内 Tel:053-453-0553
- **東区** **浜松地区センター 東区事務所** [地図D](#)
浜松市東区流通元町20-3 東区役所内 Tel:053-422-3737
- **西区** **西地区センター** [地図G](#)
浜松市西区舞阪町舞阪2701-9 舞阪協働センター内 Tel:053-596-1730
- **北区** **北地区センター** [地図J](#)
浜松市北区細江町気賀4581 細江介護予防センター内 Tel:053-527-2941
- **浜北区** **浜北地区センター** [地図L](#)
浜松市浜北区小林1272-1 ふれあい交流センター浜北内 Tel:053-586-4499
- **天竜区** **天竜地区センター** [地図M](#)
浜松市天竜区二俣町二俣530-18 天竜保健福祉センター内 Tel:053-926-0322

浜松市各区役所

- **中区役所社会福祉課** [地図A](#)
浜松市中区元城町103-2 Tel:053-457-2051
- **中区役所生活福祉課** [地図A](#)
浜松市中区元城町103-2 Tel:053-457-2056
- **東区役所社会福祉課** [地図D](#)
浜松市東区流通元町20-3 Tel:053-424-0173
- **西区役所社会福祉課** [地図F](#)
浜松市西区雄踏一丁目31-1 Tel:053-597-1118
- **南区役所社会福祉課** [地図H](#)
浜松市南区江之島町600-1 Tel:053-425-1460
- **北区役所社会福祉課** [地図J](#)
浜松市北区細江町気賀305 Tel:053-523-3111
- **浜北区役所社会福祉課** [地図L](#)
浜松市浜北区貴布祢3000(なゆた・浜北)
Tel:053-585-1147
- **天竜区役所社会福祉課** [地図M](#)
浜松市天竜区二俣町二俣481(天竜区役所南館)
Tel:053-922-0018

中小企業の事業主の方へ

勤労者の福利厚生

●働く方の福利厚生(わーくん浜松)

中小企業の従業員と事業主の福利厚生をサポートします。慶弔金の支給、各種チケット助成、健康増進・文化施設利用助成、健康教室・セミナー、各種クーポン券の発行などを行います。

浜松市中区城北一丁目8-1 Uホール1階 [地図A](#)
Tel:053-471-5900、8:30～17:15（水曜日のみ8:30～20:30）、休業【土・日・祝・年末年始】

金融・経営相談の窓口

中小企業向けの融資や事業の経営についての相談窓口をご案内します。

●金融相談窓口(浜松市)

融資制度をはじめとした市の支援制度のご案内や、融資に関する相談などを行います。

浜松市中区元城町103-2 浜松市役所本館6階産業振興課 [地図A](#)
Tel:053-457-2281、8:30～17:15、休業【土・日・祝・年末年始】
※浜松市の融資制度の申し込みは、各金融機関の融資担当窓口を通じて行っています。

浜松市の融資制度のご案内

浜松市には、中小企業の経営安定のため各種の融資制度があります。

融資制度名称 ●ビジネスサポート資金 ●中小企業育成資金 ●創業サポート資金
●事業承継資金 ●短期資金 ●災害復旧金

※制度ごとに資格・条件・利率などが異なりますので、詳しい内容については、ホームページをご覧いただくか、浜松市産業振興課(Tel:053-457-2281)までお問合せください。

※融資制度の申し込みは、各金融機関の融資担当窓口を通じて行っています。

マル経融資償還利子助成のご案内

浜松市では、市内における小規模事業者の経営の安定と発展を図るため、日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度により借り入れた資金に係る償還利子の一部を補助しています。ただし、補助対象者・補助金の額・期限・申請方法などの詳しい内容については、下記までお問合せください。

●浜松商工会議所 経営支援課 Tel:053-452-1115 ●浜北商工会 Tel:053-586-2171
●浜名商工会 Tel:053-592-3111 ●天竜商工会 Tel:053-925-5151
●奥浜名湖商工会 Tel:053-527-2600

経営・技術・知財コーディネーターによる各種相談((公財)浜松地域イノベーション推進機構)

個人事業者や中小企業が抱える経営・技術・人材・特許等の様々な問題の解決に対し、経営・技術・知財のコーディネーターが積極的に相談に応じ、相談者の目線に立って必要な助言を行います。

浜松市中区東伊場二丁目7-1 浜松商工会議所会館8階 [地図B](#)
Tel:053-489-8111、8:45~17:30、休業【土・日・祝・年末年始】

創業支援のワンストップ窓口(はままつ起業家カフェ)

浜松地域における創業支援の拠点として、ワンストップ窓口(創業・新事業展開支援総合窓口)を浜松商工会議所会館1階に設置し、起業、販路開拓、資金調達等の知識に長けている専任の創業支援コーディネーターを配置しています。また、窓口では、各種相談に応じるとともに、地域支援機関(行政、地域金融機関、商工会等)の取り組みを連動させ、起業家のためのセミナーやサロン等を開催し、起業家の発掘からベンチャー支援まできめ細かくスピーディーにサポートします。

浜松市中区東伊場二丁目7-1 浜松商工会議所会館1階 [地図B](#)
Tel:053-525-9745
月曜~金曜 9:00~19:00、毎月第1、第3土曜日 12:00~17:00(※)、休業【土(※)・日・祝・年末年始】

浜松商工会議所中小企業相談所

金融・経営相談をはじめ、労働・雇用相談や特許・商標に関する相談、事業承継に関する相談など、小規模事業者のための幅広い相談を行っています。

浜松市中区東伊場二丁目7-1 浜松商工会議所会館2階 [地図B](#)
Tel:053-452-1115、9:00~17:00、休業【土・日・祝・年末年始】
※相談内容により時間や場所、申し込み方法などが異なりますので、事前に浜松商工会議所にご確認ください。

雇用に関するハローワークの助成制度

新たな雇い入れ及び従業員のキャリアアップを図るための支援制度や景気後退等によりやむを得ず休業などを行う場合に、従業員の雇用を守るための支援制度あるいは事業規模の縮小等によって離職を余儀なくされる労働者の再就職を援助するための雇用関係助成金の制度をご案内します。

特定求職者雇用開発助成金

○特定就職困難者コース

高齢者(60歳以上)や障害者、母子家庭の母等をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成する制度。

○発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成する制度。

○就職氷河期世代安定雇用実現コース

いわゆる就職氷河期に正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な者(昭和43年4月2日～昭和63年4月1日生まれの者で、直近5年間で正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことが無い者)を正規雇用労働者(短時間労働者を除く)としてハローワーク等の紹介により雇い入れた事業主に対し助成する制度。

○生活保護受給者等雇用開発コース

地方公共団体からハローワークに対し就労支援の要請がなされた生活保護受給者等を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成する制度。

○成長分野等人材確保・育成コース

上記各コースの対象労働者を雇い入れた場合に、他のコースより高額助成をする制度で、次の2つの助成メニューがあります。

- ①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して助成。(令和4年4月新設)
- ②就労経験のない職業に就くことを希望する就職が困難な者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成を行ったうえで賃金引上げを行う事業主に対して助成。(令和4年12月新設)

トライアル雇用助成金

○一般トライアルコース

職業経験、技能、知識不足等から安定的な就職が困難な求職者についてハローワーク等の紹介により一定期間試行雇用した事業主に対して助成する制度。

○障害者トライアルコース

就職が困難な障害者を、ハローワーク等の紹介により一定期間試行雇用した事業主に対して助成する制度。

○障害者短期間トライアルコース

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について3ヶ月から12ヶ月の期間をかけながらハローワーク等の紹介により週20時間以上の就業を目指し一定期間試行雇用した事業主に対して助成する制度。

人材開発支援助成金

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成します。

雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

労働移動支援助成金

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の再就職援助のための措置を講ずる事業主に対して助成します。

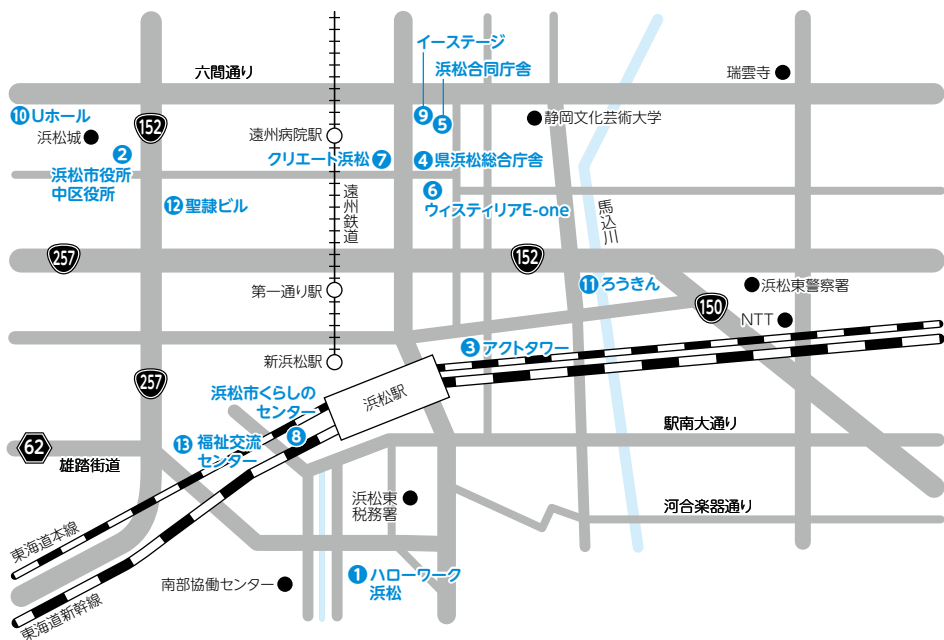
労働移動支援助成金を受給するためには、事業主が事業規模の縮小等によって離職を余儀なくされる労働者に対して講じようとする再就職支援の内容を記載した「再就職援助計画」をハローワークに提出し、その認定を受けている必要があります。

支援の要件、支給額、申請方法など詳しい内容については、厚生労働省ホームページ「事業主の方のための雇用関係助成金」で検索してご覧いただくか、ハローワーク浜松アクトタワー求人・企業支援部門(助成金担当)(Tel.:053-457-5161)までお問合せください。

なお、浜北区・天竜区につきましては、ハローワーク浜北(Tel.:053-584-2233)、北区につきましては、ハローワーク細江(Tel.:053-522-0165)までご相談ください。

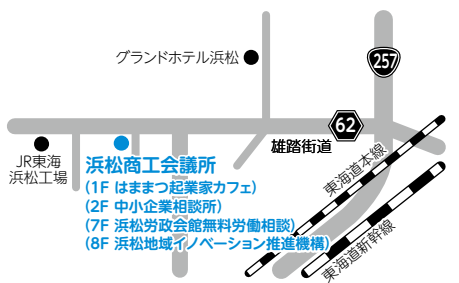
MAP

地図 A



- ① ハローワーク浜松
- ② 浜松市役所・中区役所
- ③ 浜松わかものハローワーク・浜松新卒応援ハローワーク
ミドルチャレンジコーナー
- ④ しずおかジョブステーション西部
マザーズハローワーク浜松
ひとり親サポートセンター・西部県民生活センター
- ⑤ 浜松総合労働相談コーナー
- ⑥ 地域若者サポートステーションはままつ
- ⑦ 浜松市多文化共生センター
浜松市外国人雇用サポートデスク
- ⑧ 浜松市くらしのセンター
- ⑨ ファテラス浜松
- ⑩ わーくん浜松
- ⑪ ろうきん
- ⑫ 浜松市生活自立相談支援センターつながり
- ⑬ 浜松市福祉人材バンク
浜松市社会福祉協議会浜松地区センター

地図 B



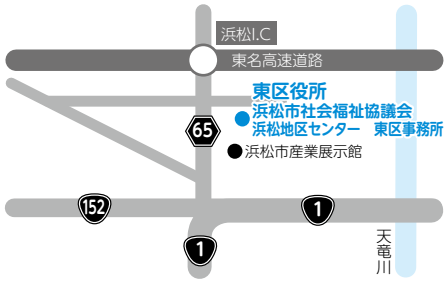
- 浜松商工会議所**
 (1F はままつ起業家カフェ)
 (2F 中小企業相談所)
 (7F 浜松労政会館無料労働相談)
 (8F 浜松地域イノベーション推進機構)

地図 C

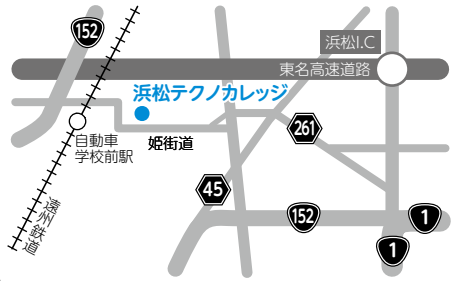


- 浜松市シルバー人材センター
 本部事務所**
浜松事務所

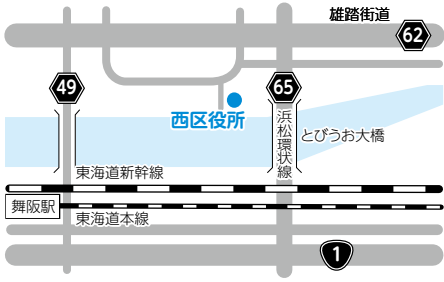
地図 D



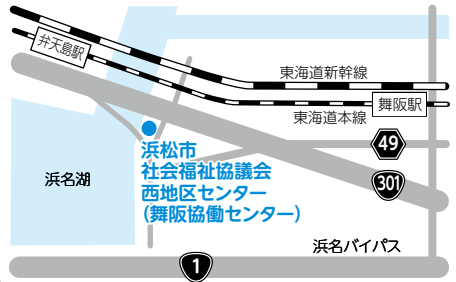
地図 E



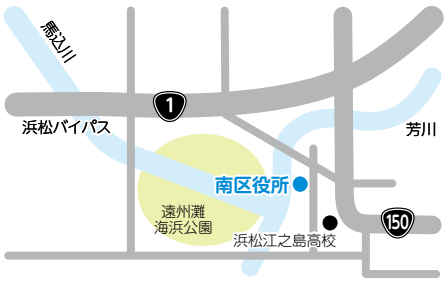
地図 F



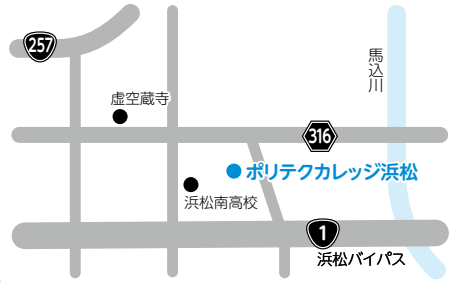
地図 G



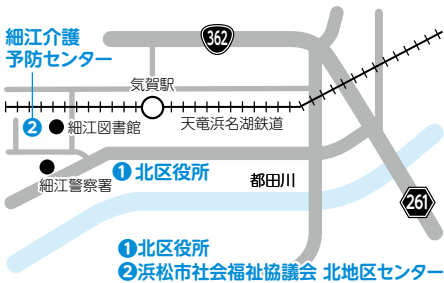
地図 H



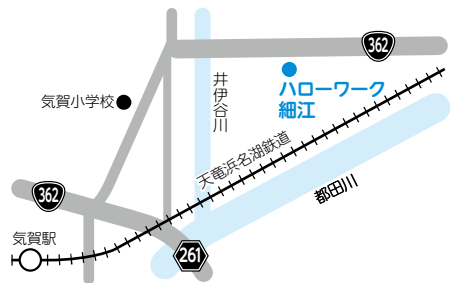
地図 I



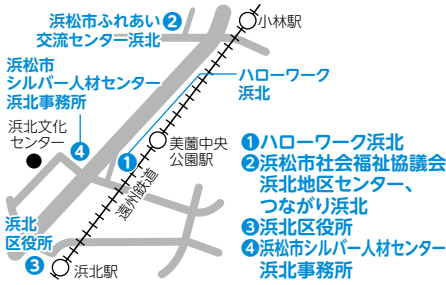
地図 J



地図 K



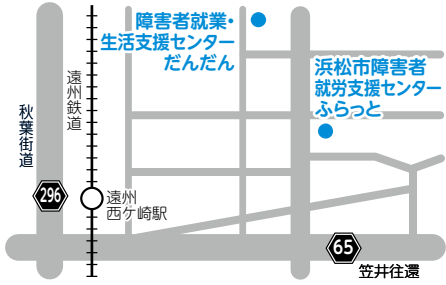
地図 L



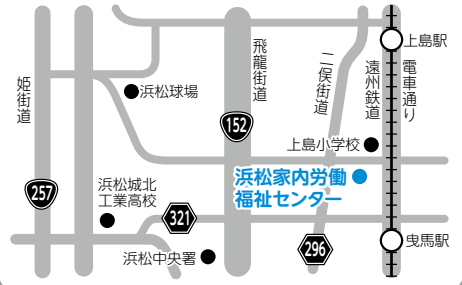
地図 M



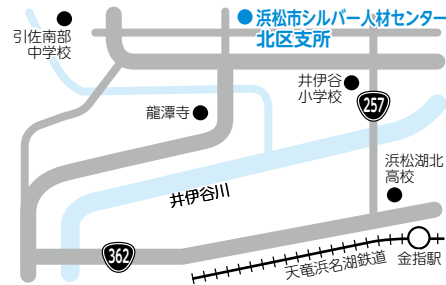
地図 N



地図 O



地図 P



地図 Q



浜松就職・転職ナビ

登録
無料

JOBはま!

浜松就職・転職ナビJOBはま!はインターネットを利用した浜松市の公式就職情報サイトです。

- メルマガ登録で、必要な最新情報をお届け!
- 新着情報、業種別、職種別、勤務地やフリーワードなど、検索機能も充実!
- 就職応援から暮らしのお役立ち情報まで、浜松市ならではのコンテンツが満載!

<https://www.shigoto-hamamatsu.com/>

JOBはま! に関するお問い合わせは

浜松市産業部産業振興課 **Tel.053-457-2115**

JOBはま



はままつで働こう

相談
無料

はままつUIJターン 就職寄り添い相談をご利用ください

浜松商工会議所 人材支援室 **LINE**

浜松のUIJターン就職に関するさまざまな情報を配信!
1:1トークで気軽に相談! 受けたい企業の情報がもらえます👉

友達検索で

浜松商工会議所人材支援室

あなたにぴったりなお仕事を探します!
ぜひ登録してね☺
トークもまっています!

QRコード



浜松商工会議所 重点プロジェクト推進室

☎053-452-2861 浜松市中区東伊場2-7-1 (2F)
E-mail jinzai@hamamatsurcci.or.jp



浜松市

●発行 2023年6月

●編集 浜松市産業振興課 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
TEL(053)457-2115 FAX(050)3730-8899
E-mail:rose@city.hamamatsu.shizuoka.jp
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>